

第3節

輸入化粧品に対する非関税障壁

海外から輸入されるブランド商品の流通は、過熱する需要を背景とした供給側のチャネル戦略によって巧みに操作され、市場メカニズムの影響を受け難い硬直的な管理価格で、消費者の恒常的な飢餓感が維持されやすい傾向が明らかになった。このように、容易には手が出せない数あるブランド商品の中で、顧客がさらなる飢餓感に悩まされるのが化粧品である。本節では輸入化粧品の流通問題について考察してみたい。

わが国では、化粧品を業（なりわい）として製造または輸入、販売する場合、薬事法の規定により許可が必要となる。薬事法は「医薬品、医薬部外品、化粧品および医療用具の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行

うとともに、医療上、特にその必要性が高い医薬品および医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的（薬事法第1条）」としている。ここで焦点となる化粧品は「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、または皮膚もしくは毛髪をすこやかに保つために使用するもので、人体に対する作用が緩和なもの（同法第2条）」と定義され、香水、口紅、化粧水、クリーム、ファンデーション、石鹸などを指す。

許可を申請する者は、化粧品の製造および輸入販売に必要な能力の有無について都道府県により審査され、また、その製品の成分、配合量、安全性に関する妥当性については厚生労働省が審査を行い、5年ごとに許可が更新されることが義務づけられている。

欧米に比べ、わが国における輸入化粧品の販売規制は、長年にわたり著しく厳しい内容を保持したまま推移してきたが、バブル経済期以降、ブランドブームに沸く国内の消費者からは内外価格差問題の元凶と批判され、他方、日本市場への本格進出を目論む外国企業からは自国政府を通じて規制緩和圧力が加えられ続けてきた。現行の制度に到達するまでに、薬事法をめぐる問題は紆余曲折を経て、以下のような経緯をたどってきた。

第一に、海外化粧品の輸入販売を行う業者は、輸入総代理店か日本法人にかかわらず、製造元メーカーが発行する成分証明書を厚生労働省に提出する義務が課せられる。これは製品の安全性をチェックすることが目的であるが、その種の証明書は流通系列に属する業者のみに本社から与えられる傾きが強く、輸入窓口段階での1社独占を許容してしまうことにつながり、結果的に、政府がブランド企業の正規ルートを保護する「お墨付き」を与えるかたちとなっていた。これにより、国内販売は競争が排除され戦略的な価格操作が容易となるため、内外価格差は温存され続けるという構図である。

第二に、海外化粧品に含まれる原料および成分は、日本の薬事法に定める使用禁止成分に抵触する可能性が高く、中央薬事審議会の検査を必要とするケー

が多いこと。その場合、申請から承認されるまでの期間は、申請書が適正な場合でも3カ月以上を要するため、マス媒体による世界同時広告を企図するブランド企業は、日本市場でのタイムラグに起因する販売機会の損失に大きな不満を抱いている。薬事法により国内での使用が禁止されている成分はホルマリン、クロロホルム、プロカインなど16品目。また、サリチル酸をはじめ250品目については使用規定量が制限されている。世界標準から見て厳格過ぎる規制に対応するため、海外のブランド企業は日本市場向け化粧品に限り、審査を容易に通過させることを目的に成分調整を実施している。容器やパッケージは同じでも、品質が変更されている輸入化粧品に対して、海外旅行者が増加し本物の効用を熟知している日本の消費者たちもまた、このような矛盾に不満を募らせている。

満たされない消費者の本物志向と、温存され続ける内外価格差の存在は、正規ルートに属さない中間商人の一部の人々の眼には、リスクではあるが大きなビジネスチャンスとして映る。たとえば、クリスチャン・ディオールの化粧品・スベルトは、一時期、日本での定価9,000円であったが、アメリカでは当時のレート換算で4,000円程度で販売されていた。不正規ルートではあるが、違法業者がこのようなブランド化粧品を海外で低価格で現地調達し、日本で再販売すれば十分な利幅を獲得することが可能となる。現在の日本の法律では、再販売を目的としない個人輸入については、1品目24個まで合法とされているため、この種の業者たちは知人の個人使用を装って大量の化粧品を国内に持ち込み、違法と自覚しながら、不正規ルートを開拓しつつ再販売を繰り返してきたのである。

正規ルートの存在を無視され、商標権を侵害され続ける海外のブランド企業から沸き上がる批判の声と、国内での使用禁止成分混入の疑いがある化粧品流入による安全性の阻害を考慮し、1996年4月に導入されたのが、厚生労働省による化粧品の並行輸入解禁である。これは都道府県への申請により、正規ルート以外での国内販売を許可するものであり、各商品に成分構成を明記しておけば、メーカーからの成分証明書の届出が不要となるため、実質的な規制緩和と

市場競争の促進を目指す意図が込められていた。しかし、現状では使用禁止成分に関する規制が撤廃されず、依然として存続しているため、結果的には不十分な自由化にとどまっていると国内外から批判されている。

並行輸入業者の増加により、アパレル、バッグ、アクセサリ類の定番商品は価格競争圧力が加わり、若干の低価格化が実現しているようである。今後は香水・化粧品類について、妥当な安全性水準を勘案しながらさらなる規制緩和を模索し、過剰な飢餓感から生じる市場の不均衡を是正していくことが求められよう。